

5 16

声の書

今日ノ争議ハ生野ノ有志者ノ新設ニ依リ
左記條件ノ下ニ解決シタルニトテ声ノ不

一 生野常御所令 至ニ争議國ハ無条件ニ
即時解決スルハ

一 鞍山在籍者ハ速ニ後構被業スルニ

一 鞍山ハ今也ノ實業ヲ政中トシテ始メタルハ

不白ニ拘ラズ此ノ際解決権ヤルニ

以上

右記 十四年一月五日迄